



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 1 5 号 令和 5 年 8 月 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
3 6 5	土地改良区が解散した件		農山漁村振興課
3 6 6	道路の区域を変更する件		道路整備課
3 6 7	同		同
3 6 8	道路の供用を開始する件		同
3 6 9	同		同

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
2	収用の裁決手続の開始を決定した件		

【収用委員会公告】

番 号	表	題	担当課名
	土地収用法施行令の規定により公示による 通知を行う件		

徳島県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年八月四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称 阿南市熊谷町	解散認可年月日
熊谷土地改良区	令和五年七月七日

徳島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3 1		鴨島神山	名西郡神山町阿野字地ノ 平三番一地先から 同 字神木 三六四番一地先まで		旧	五・九〇一三・八	二六九・〇
同					新	五・九〇二五・二	二六九・〇

徳島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
3 1	鴨島神山	名西郡神山町阿野字二ノ宮六 二番二地先から 同 四番一地先まで 六	六〇・〇	令和五年八月四日

徳島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
3 1	鴨島神山	名西郡神山町阿野字神木三五 八番地先から 同 四番一地先まで 三六	六七・五	令和五年八月四日

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和五年八月四日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川那賀川水系派川那賀川及び桑野川改修工事（原ヶ崎堤防・徳島県阿南市黒津地町山下地内から同市原ヶ崎町本原ヶ崎地内まで）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎

地番	地目	地 積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
二二三番一	山林	七六 平方メートル	七六・五〇 平方メートル
		決定した土地の面積	
		七六・五〇 平方メートル	七六・五〇 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和五年七月二十七日

別記

共有持分六、四八〇分の一

乾 悦子 大阪府大阪市東住吉区針中野三丁目二番一七号

共有持分六、四八〇分の一

岡田 義典 住所不明

ただし、住民票上の最後の住所

香川県綾歌郡綾川町西分一七七〇番地

共有持分二、一六〇分の一

島本 節子 徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉芝生二一番地

共有持分一、二八〇分の一

長田 みち子 徳島県阿南市日開野町宮原七八番地二七

共有持分二、五六〇分の一

長田 能之 徳島県阿南市日開野町宮原七八番地二七

共有持分三〇〇分の三 土地登記記録の登記名義人（亡）板東マサ子 法定相続人

法定相続分二分の一

山口 良枝 徳島県徳島市春日一丁目二番三三号

法定相続分二分の一

板東 英二 徳島県阿南市日開野町宮原七八番地三五

共有持分一二〇分の二

岸本 昇治 兵庫県西宮市深谷町三番五号

共有持分一二〇分の二

岸本 和子 兵庫県神戸市中央区下山手通四丁目三番一・三〇六号

共有持分三三〇分の一

住吉 真実 神奈川県横須賀市追浜東町一丁目二八番地三三 プレディオ追浜三〇一

共有持分三三〇分の一

住吉 政行 神奈川県横須賀市追浜東町一丁目二八番地三三 プレディオ追浜三〇一

共有持分二四〇分の一

西濱 道代 徳島県徳島市新浜町一丁目四番一―号

共有持分二四〇分の一

住吉 賢治 鹿児島県出水市西出水町一―三〇番地

共有持分一、四四〇分の一

和田 政孝 京都府京都市上京区室町通鞍馬口下る森之木町四七〇番地二 デトム・

ワン烏丸鞍馬口二〇七号室

共有持分九五〇分の三 土地登記記録の登記名義人(亡)井口正量 法定相続人

(亡)井口美津子 相続財産

共有持分九八、八〇〇分の二九九 土地登記記録の登記名義人(亡)上原廣美 相続財産

共有持分二三、二七五分の七八 土地登記記録の登記名義人(亡)上原忠 法定相続人

法定相続分二分の一

上原 美鈴 徳島県阿南市那賀川町大京原二八八番地一

法定相続分六分の一

上原 康三 徳島県徳島市南昭和町五丁目二番地の二四

法定相続分六分の一

上原 雄 徳島県阿南市那賀川町中島九四五番地三

法定相続分六分の一

川村 留美 福井県勝山市北郷町坂東島第二八号三一番地

共有持分八五五分の一

上原 昭夫 大阪府堺市中区東山七二〇番地一

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和五年八月四日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰 三

公示による通知

徳島県阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎二三一番一の土地の所有者

土地登記記録の登記名義人 岡田 義典

住所不明 ただし、住民票上の最後の住所 香川県綾歌郡綾川町西分一七七〇番地

土地登記記録の登記名義人 （亡）井口正量 法定相続人

（亡）井口美津子 相続財産

土地登記記録の登記名義人 （亡）上原廣美 相続財産

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき右記の者に通知すべき左記書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和五年七月二十八日付け徳収第四十二号「審理の開始について（通知）」の書類（注意）右記書類を受領しないときは、令和五年八月二十五日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。